

廃棄物の排出管理手順書(P446-4)

1. 目的

- キャンパスから排出される廃棄物を分別して資源の3R(Reduce:減量, Reuse:再利用, Recycle:再資源化)を促進し、大気中のCO₂増加抑制と最終処分場の負荷軽減に貢献する。
- 法令等の遵守。

2. 対象となる環境側面

- 事業系一般廃棄物, 産業廃棄物, 特別管理産業廃棄物

3. 適用法規制

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- フロン回収破壊法
- ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(パソコンリサイクル法)
- **長野県条例**
- **上田市条例**

4. 運用手順

- 資源・エネルギー部会は、廃棄物が「ゴミ分別マニュアル」に従って分別され、ゴミステーションの決められた場所に排出するよう構成員に教育と指導を行う。
- 担当者とは、資源・エネルギー部会廃棄物部門担当者、会計係、特別管理産業廃棄物管理責任者を指す。
- 担当者らは定期的に外部とコミュニケーションを取って、法令・省令・条例の改正等を相互にチェックし、それを基に手順書の見直しを図る。
- **担当者らは、年度初めに処理委託業者との契約書の内容(処理方法, 金額等), 収集運搬・処理許可証の期限等を確認し, 処理工場, 最終処分場等の視察を年度内に計画し行う。**
- 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物(実験廃液, PCB)が法令に基づいた保管管理がされているか、手順書(P446-4-34 PCB 管理手順書, P446-3-2 実験廃液の保管・廃棄に関する手順書)に従って定期的に点検する。
- 不要物品で家電リサイクル法の対象物の排出があった時には、会計係が家電リサイクル券を発行し、排出物を委託業者に引き渡し、会計係で家電リサイクル券を「家電リサイクル記録(D451-6)」としてファイルに綴り保管する。
- 不要物品で廃棄手続き済みの備品やパソコンおよびパソコン周辺機器、粗大ゴミは毎年会計係が実施する粗大ゴミ回収日に排出する。
- **会計係並びに資源エネルギー部会廃棄物部門担当者は、電子マニフェストで定期的に委託した廃棄物の処理状況を確認し, 法令に基づいた期限内に処理が完了するように委託処理業者に指示する。**

5. 監視測定及び是正

- 担当者らは、平日 1 日 1 回ゴミステーションの各保管場所の状況を確認し、「ゴミ分別マニュアル」の指示に従ってない廃棄物があった場合には、写真を撮り、排出者が判明した場合には注意と教育を行う。
- 担当者らは、保管場所の廃棄物量を把握し、状況に応じて処理委託業者に連絡し適時回収を要請する。
- 担当者らは、6ヶ月毎に廃棄物の排出量をグラフにまとめ、ISO 事務局に報告する。
- 環境管理責任者は、不適合があれば是正を指示する。
- 部会は、不適合の原因を特定し、適切な処置をし、その結果を「不適合・是正処置・予防処置報告書(D453-1)」にまとめ環境管理責任者に報告する。

6. 不適合の判断基準

- 法令・条例違反.
- 部会で決めた目標値の不達成.
- 委託処理業者並び地域(住民)から苦情があった場合.
- 運用手順通り実施されていない場合.

7. その他

本手順書の改廃・見直しの原案は、資源・エネルギー部会長が作成し、環境管理責任者が審査のうえ、承認する。また環境管理責任者は、必要に応じて本要領の改廃・見直しについて環境委員会へ付議し、その結果をもとに、見直し案の作成を資源・エネルギー部会長に指示することができる。

ISO事務局は、学部内ホームページに本要領の最新版を掲載し、構成員が閲覧できるようにする。本手順書の原本の保管はISO事務局が行う。

[関連文書]

ゴミ分別マニュアル, 家電リサイクル記録(D451-6)

本手順書の改訂履歴

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
2006.07.15	制定		阿部隆夫	谷上哲也	宮原敏明
2006.11.24	改訂	JACO の指摘により	阿部隆夫	谷上哲也	宮原敏明
2007.01.25	改訂	マニフェスト E 票の不適合時の対応について追記	阿部隆夫	谷上哲也	宮原敏明
2007.10.29	改訂	分別率調査の廃止 分別・排出時の注意点(注射針, 刃物等)の記述の変更. その他(文言等).	阿部隆夫	谷上哲也	宮原敏明
2009.06.15	改訂	「分別基準(運用管理基準Ⅰ)」～「分別・排出時の注意点(運用管理基準Ⅳ)」をあわせて表記するとともに、一部内容を書き替えた.	村上 泰	谷上哲也	竹内 誠
2009.09.02	改訂	区分の「2. プラスチック」, 「3. 瓶」, 「4. ガラス屑陶磁器屑」をそれぞれ、非実験系と実験系に細分化した.	村上 泰	谷上哲也	竹内 誠
2010.08.25	改訂	新項目「ゴム・樹脂系埋立処理物」を設けた。中間処理・最終処理等の欄に平成 22 年度の契約内容に改めた。	村上泰	谷上哲也	山田隆
2012.06.01	改訂	法遵守, 運用手順, 監視項目の見直しによる全面改訂.	小駒喜郎	小林俊一	高松利光